

## 独立した自走式自動車車庫の取扱いについて

平成10年6月12日法律第100号による改正前の建築基準法第38条に基づく認定の内容等を踏まえ、平成14年6月1日以降における独立した自走式自動車車庫の建築基準法における防火関係規定の取扱いを以下の通りといたします。

### 1. 独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）の建築基準法における取扱いについて

独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）については、これまで建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づき、その防火上の安全性について個別に審査を行い、特殊の材料又は構法として建設大臣の認定を行ってきたところですが、今般、建築基準法（以下「法」という。）における防火関係規定の取扱いを以下の通りとします。なお、下記に示された規定以外のものについては、通常通りの取扱いとします。

### 記

#### （1）法第26条及び第27条、建築基準法施行令第109条の3について

法第2条第九号の三及び建築基準法施行令（以下「令」という。）第109条の3第二号に適合する準耐火建築物とすること（床面積150㎡以上の場合）。ただし、(2)の開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

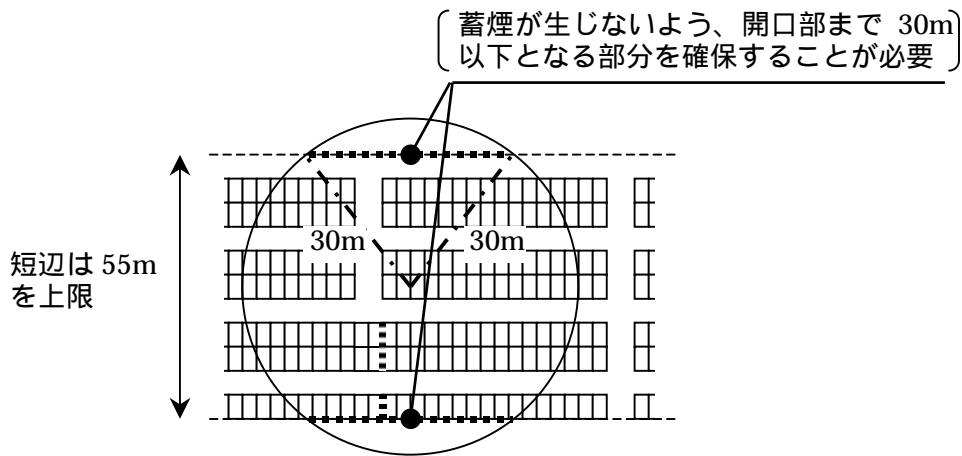
また、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部との間に50cm以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火塀（高さ1.5m以上）を設けること。ただし、1m以上の距離を確保した場合にはこの限りではない。

#### （2）法第61条について

下記の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫については、法第61条第二号に該当するものとみなす。

各階における外周部の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放され、かつ、外周部の上部の常時外気に開放されている部分の面積が各階床面積の5%以上であること。

短辺の長さを55m以内とすること。

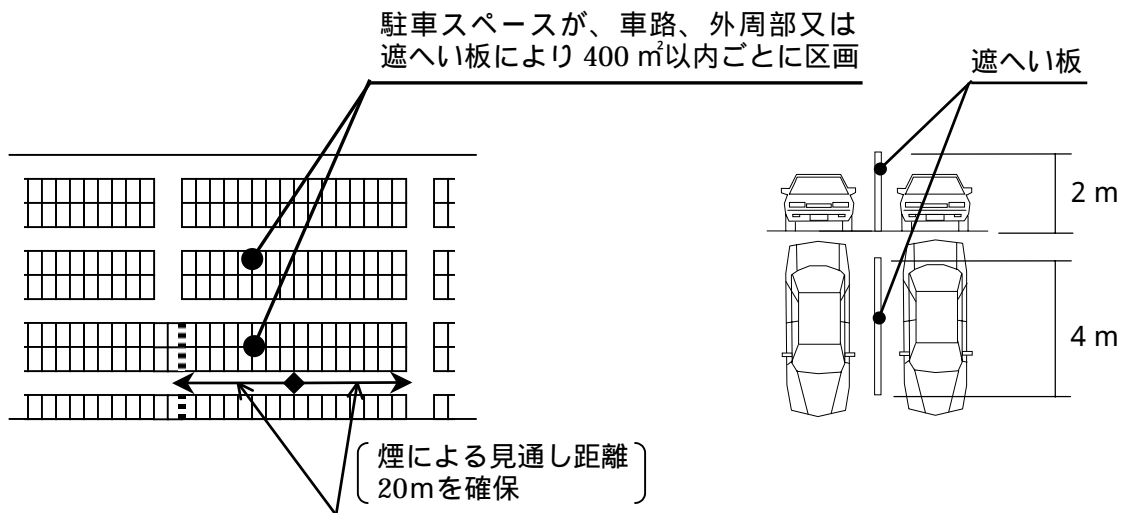


(3) 法第64条について

開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

(4) 令112条第1項について

(2)の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫のうち、駐車スペースが、車路(幅3.5m以上)、外周部又は準不燃材料で造られた遮へい板(幅4m以上、高さ2m以上)により400㎡以内ごと(車路等の間隔は40m以内)に区画され、かつ階高が2.8m以下の場合には外周部に50cm以上の準不燃材料で造られたスパンドレル、庇、垂れ壁等が設けられたものについては、令112条第1項第一号に該当するものとみなす。



2. 独立した3階建以上の自走式自動車車庫(3層4段以上)の建築基準法における取り扱いについて

独立した3階建以上の自走式自動車車庫(3層4段以上)については、法第27条の規定により耐火建築物とすることが要求されておりますが、上記に示した開放性を確保し防火上の措置を講じる場合には、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とします。その他の規定については、通常通りの取り扱いとします。